

令和 8 年 6 月

大治町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 3 日～ 6 月 1 9 日

大 治 町 議 会

大治町議会定例会（第1日）

令和8年6月3日

令和 8 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 8 年 6 月 3 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 会	6 月 3 日 午前 1 0 時 0 0 分 宣告（第 1 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 10 番：林 健児 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	な し
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代 主任：伊藤奈央子

○町長提出議案の題目

議案第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 2 3 号 令和 8 年度大治町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 4 号 教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 5 号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 6 号 大治町税条例の一部を改正する条例について

議案第 2 7 号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 2 8 号 大治町道路線の廃止について

議案第 2 9 号 令和 8 年度大治町一般会計補正予算（第 2 号）

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

○会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

11番 吉原 経夫 議員 12番 林 哲秀 議員

令和8年6月大治町議会定例会議事日程

(第1日)

令和8年6月3日(水) 午前10時00分開会

1 開会宣告

2 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和7年度大治町一般会計予算継続費の繰越しについて

日程第4 令和7年度大治町一般会計予算の繰越しについて

日程第5 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて《提案説明》

日程第6 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて《提案説明》

日程第7 議案第23号 令和8年度大治町一般会計補正予算（第1号） 《提案説明》

日程第8 議案第24号 教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明等》

日程第9 議案第25号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第10 議案第26号 大治町税条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第11 議案第27号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について《提案説明》

日程第12 議案第28号 大治町道路線の廃止について《提案説明》

日程第13 議案第29号 令和8年度大治町一般会計補正予算（第2号） 《提案説明》

日程第14 議員派遣の件について



午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年6月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番吉原経夫議員、12番林哲秀議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からの会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和8年5月28日に開催し、令和8年6月定例会の日程を本日から6月19日までの17日間と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（若山照洋君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から6月19日までの17日間とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの17日間と決定しました。

日程第3、令和7年度大治町一般会計予算継続費の繰越しについてを議題といたします。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和7年度大治町一般会計予算継続費の繰越しについて議会に報告がありました。

日程第4、令和7年度大治町一般会計予算の繰越しについてを議題といたします。

お手元に配布してありますとおり、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度大治町一般会計予算の繰越しについて議会に報告がありました。

日程第5、議案第21号から日程第7、議案第23号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第21号専決処分の承認を求めることについて。

大治町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、令和8年3月31日に大治町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためでございます。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて。

大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、令和8年3月31日に大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためでございます。

議案第23号令和8年度大治町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度大治町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1026万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7373万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和8年6月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費においてコミュニティ助成事業交付金（一般コミュニティ助成事業）として140万円計上し、民生費において、多世代交流センター空調設備改修工事として170万円計上し、土木費において道路維持工事を299万5000円増額し、舗装修繕工事を2050万円、橋りょう修繕工事を560万円減額し、教育費において文化継承事業費補助金として100万円計上するものでございます。

歳入におきましては、国庫支出金を3368万円減額し、県支出金を4000円増額し、社会教育事業寄附金として100万円計上し、財政調整基金繰入金を2472万5000円増額し、諸収

入を361万3000円減額し、社会資本整備総合交付金の内示額減額に伴い、公共事業等債について道路ストック対策事業債を950万、橋りょう長寿命化事業債を260万、砂子防災公園整備事業債を2030万円減額し、国庫補助対象外となった事業費に対し、一般事業債について、砂子防災公園整備事業債を3370万円増額するものでございます。また、地方債の補正を行うものでございます。

○議長（若山照洋君）

日程第8、議案第24号教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第24号教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、令和8年6月に支給する期末手当の支給率に関する特例措置を講ずるためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。提案理由にあります「この案を提出するのは、令和8年6月に支給する期末手当の支給率に関する特例措置を講ずるため」と。この特例措置でございますが、町の財政難ということがあって提案されているものと思います。他の特別職、町長については年間800万円、副町長に関してはおられないということで提案がないということで、教育長だけ提案ということだと思います。特別職の国家公務員の給与改定に準じ毎回該当する定例会で提案されておられますが、今回、前もですが財政難、財政難ということで昨年の3月議会からそういうふうに行っていると私は記憶をしておりますが、そこら辺ですね、昨年の3月議会から流れですね何回かこういうようなことが行われてそこら辺の流れを説明していただけないでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

今回の教育長の期末手当に関する、給与に関する条例について流れということで御質問をいただいております。教育長の期末手当につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ支給率の改定を行ってきております。令和7年度の人事院勧告で12月議会

で条例のほうを上げさせていただいておりますが、令和7年度の人事院勧告に基づき12月期の期末手当の支給率を0.05月上げる改正を行い、その中で本則ではそのように改正をしておりますが、制定附則のほうで1.725月人事院勧告前の支給率で12月の期末手当は支払うというような形で改正を行っております。次に3月議会で条例の改正のほうを上げさせていただきましたが、こちらは令和8年度の6月期・12月期に支給する期末手当の支給率をそれぞれですね12月のときには12月期で0.05月上げておりますが、8年度につきましては6月期・12月期で0.025月上げるような改正、ならすような改正を行っております。

今回の改正につきましては、6月期に支払う期末手当につきましては、3月議会でならすような改正を行いましたが、制定附則のほうで令和7年度の実給率、令和7年度人事院勧告前の支給率で支払うというような改正のほうを行っております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

11番吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

令和7年の3月議会からそういうような流れが来ていると思うんですが、今12月からの流れを説明していただいたんですが、3月ですね、前の町長、前の教育長のときでございますが、そこら辺からの流れをもう少し説明していただけないでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

3月議会につきましては特別職の国家公務員の給与改定に準じ改正を行っているのみでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっとどこの条例改正か私はあまり記憶がないので教えていただきたいんですが、町長、教育長ですね、何か給与などの返上を1回行われたことがあると思うんですが、そこら辺ちょっといつどのようにやったのか教えていただきたいのと、3回目だからちょっともう一つ聞きたいのは、毎議会でただし書きで変えているんですよね。だからいつまでそれを続けていく考えなのか。これちょっとお聞きしたいんですが。毎回こういう人事院勧告があつて改正して、毎回こういうただし書きを付け加えていくのか。ずっとにしていくのか、それかやめるのか。そこら辺の考えをお聞きしたいんですが、2点お願いいたします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時22分 再開



○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長どうぞ。

○総務課長（吉田美穂君）

議員の御質問の令和7年3月議会で特別職、教育長の期末手当につきましては、財政状況に鑑み期末手当を支給しないというような改正を行っております。

2問目の質問でいつまで期末手当についてこのような状態で行くのかという御質問につきましては、総合的に町の状況を見ながら総合的に町として判断させていただきたいと考えておりますので、また12月期末手当につきましてはその状況に応じて決定のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております議案第24号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（若山照洋君）

日程第9、議案第25号から日程第13、議案第29号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第25号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、駐車場利用協力金の廃止に伴い、給与から控除できるものを改正するためでございます。

議案第26号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の引き上げ及び同法附則第15条の11第1項に規定する対象資産に係る固定資産税の軽減割合を定めるほか、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第27号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年大治町条例第8号）に伴い、令和7年度住民税非課税の者で、かつ給与所得控除の引き上げ範囲内の就労収入の増加により、令和8年度住民税が課されているとみなされた者について、申請によらず、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免することができるものとするためでございます。

議案第28号大治町道路線の廃止について。

道路法第10条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり廃止するものとする。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政財産の用途廃止申請に伴い、路線を廃止するためでございます。

議案第29号令和8年度大治町一般会計補正予算（第2号）。

令和8年度大治町の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万5000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7101万1000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、第2表債務負担行為補正による。令和8年6月3日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、教育費において、半導体不足により学校用サーバー等の更新時期を1年延長することに伴い、既存機器のリース延長及び新規機器のリース開始時期の延期、既存機器の継続利用に必要なライセンスを更新するため、小学校費として、サーバー機器借上料を526万5000円増額し、学校用サーバー及びネットワーク機器等借上料を990万1000円減額し、学習系ネットワーク機器ライセンス料として28万8000円を計上し、中学校費として、校務支援システム借上料を570万6000円、サーバー機器借上料を223万8000円増額し、学校用サーバー及びネットワーク機器等借上料を643万3000円減額し、学習系ネットワーク機器ライセンス料として11万2000円を計上するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を272万5000円減額するものでございます。また、債務負担行為の補正を行うものでございます。

○議長（若山照洋君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、お手元に配布しました内容のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、御手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 散会